

昭和村 農業委員会だより

第10号

2022.6

発行：昭和村農業委員会
(昭和村産業課内)

Showa-mura Agriculture Committee



CONTENTS

就任のごあいさつ	2
退任のごあいさつ	3
新しい農業委員を紹介します	5
家族経営協定	6
農地法許可申請の受付締切日	7
農作業についてのお願い	8

表紙写真

第5回「やさい王国 昭和村」フォトコンテスト

一般の部 昭和村長賞

「朝どり新鮮便」 狩野房雄さん



the most beautiful
villages in Japan

昭和村
SHOJA

新農業委員決まる

任期満了に伴う農業委員の改選が行われ、
4月1日付で**新しい農業委員(27名)**が決まりました。
任期は令和7年3月31日までです。
皆さんよろしく願いいたします。

就任のごあいさつ

農業委員会 会長 林 昭彦



この度の農業委員の改選により、4月から農業委員会長に就任し、重責を担うこととなり、身の引き締まる思いでいっぱいです。

現在、昭和村の農業は本村だけではなく、県内各地へ出耕作し、こんにゃく芋、レタスを中心に群馬県トップクラスの生産力となっております。

また、農業が盛んな本村は、担い手への農地の集積率の高さ、耕作放棄地の少なさから、全国でも有数の農地利用最適化推進委員を設置しなくてもよい自治

体でもあります。

このように意欲のある生産者が多い昭和村ですが、将来、環境問題や高齢化による生産者の減少等の諸問題が予想されます。これらの問題の対処法を考え、昭和村の農業を発展させたいと思うところです。

このような事も考えながら、私たち農業委員会は農業者の代表機関として法令遵守と高い倫理観を持ち新農業委員27名が一体となって、昭和村の農業振興と発展のために取り組みたいと思います。

今後とも皆様の御理解ご協力をお願いし、会長就任の挨拶といたします。

就任のごあいさつ

農業委員会 副会長 佐々木 淳



この度、農業委員会の推薦により、副会長としてお世話になることとなりました。林会長を中心に委員

会全員で村の農業の安定と発展に取り組んでいきたいと思っております。私が農業委員となり3期目ですが、この3年間で農業のみならず世界が大きく変わってしまいました。今までも異常気象や資材の高騰等、農業を取りまく問題は数多くありましたが、それに加えコロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻等、世界の情勢の明日が見えづらくなりつつあります。

そんな中でも、昭和村のみなさんの農業経営が安心して行える、農業委員会にしていきたい

と思います。

簡単ではありますが、副会長就任の挨拶とさせていただきます。

退任のごあいさつ

前農業委員会 会長 角田 昌義



令和4年3月31日をもって、農業委員会会長の職務を無事終えることができました。コロナ禍の真ただ中での3年間で、思ったような活動はできなかったのですが、ここに至ったのも、お世話になったすべての皆様のおかげと御礼申し上げます。

さて、今、世界はコロナウイルスのまん延、また、ロシアによるウクライナ侵攻などで大変なことになっていきます。

その影響が昭和村の農業にもじわじわと来ているように感じております。

そんな中、私事になりますが、長年、農業委員でお世話になってよかったと思うことは、昭和村中に素晴らしい仲間がたくさんできたことであり、なにより宝であると思っております。

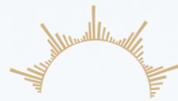
今期の農業委員会につきましても、林会長を中心に昭和村の農業の発展のため益々のご活躍を願ひ、話はまとまりませんが退任のあいさつとさせていただきます。

※1 農地利用最適化推進委員とは

平成28年の農業委員会法の改正により「農地等の利用の最適化」つまり、担い手への農地の集積や遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に向けた活動を担う委員を設置することが必須となりました。

ただし、遊休農地率が1%以下且つ担い手(認定農業者等)に対する農地の集積率が70%以上である場合に限り、農地利用最適化推進委員を委嘱しないことを選択することができ、県内では昭和村と嬭恋村のみが該当し、本村では設置しないことを選択しています。※農地等の利用最適化の活動は農業委員会が担っています。

農政部会



農地部会

新しい農業委員を 紹介します。



農政副部長
林 信幸
(滝久保・池原)

昭和村の農地が適正かつ有効に利用できるよう、学びながら取り組みたいと思いますので、よろしくお願ひします。



農政部長
吉野 憲司
(赤谷・追分)

二期目となりますが、昭和村の農業のために頑張りたいと思います。



農地副部長
綿貫 貞利
(森下下宿・入沢)

村内農地の利用を促し、未来ある農業後継者が希望の持てる農業経営ができるよう努力いたします。



農地部長
林 孝志
(吹張)

昭和村の主幹産業である農業に少しでも貢献できるように努めてまいります。



竹之内 光昭
(伏田・根岸)

農業委員として、皆様のご指導をいただきながら、昭和村の農業発展に寄与していきたいと思ひます。



小野 征司
(宿)

農業委員として昭和村の発展に少しでもお役に立てるよう頑張りますのでよろしくお願ひいたします。



金井 真一
(三ツ谷・北部・南部)

農業委員として、一生懸命頑張っていきたいと思ひます。



加藤 拓也
(森下中組)

昭和村の農業が更に良い方向に進んでいけるよう尽力していきたいと思ひます。



竹内 功二
(藤井・宮貝戸)

次世代が希望を持って、昭和村の皆様と共に発展できるように、ご指導を賜りながら、3年間の責務を果たせるよう努力してまいりますので、よろしくお願ひいたします。



林 正明
(生越)

昭和村の農業発展と未来のために、少しでもお役に立てるよう努めたいと思ひます。



星野 秀之
(大河原・長者久保)

農業委員として、昭和村の農業の発展のため、頑張りますので、よろしくお願ひいたします。



南沢 伸一
(赤城原第1・第2)

昭和村の農業発展のため勉強させていただきながら努力していきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。



宮内 豊
(中野上・下)

農業委員の職務にあたりしっかりと勉強し、村の農業発展、若い人達にも魅力ある農業ができる様努力してまいります。



阿部 伸明
(松ノ木平第1・第2)

昭和村の農業発展と農業振興のために頑張りますのでよろしくお願ひいたします。



堤 真一
(入原上・下)

農業委員として、少しでも貢献できるように頑張りたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。



石井秀樹
(滝寺・南内出・上内出)

農業委員の一員として昭和村の発展のために頑張りますので、よろしくお願ひいたします。



見城 俊治
(常木・中宿・中内出)

農業委員として、昭和村の農業発展と未来のためにも、3年間役に立てるよう頑張っていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。



横坂 誠一
(田岸・大堀)

農業委員として村発展のために、改めて学び、農業振興の向上に努めていきたいと思ひます。



保坂 貴仁
(鎌沢・森下上組)

農業委員として、昭和村の農業発展のため努めてまいります。よろしくお願ひいたします。



藤井 和信
(永井下・上)

昭和村の農業が少しでも発展できるように頑張っていきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。



高橋 由美子
(ぐんま女性農業委員ネットワーク)

村の農業発展のために女性農業委員としてお役に立てるよう頑張っていきたいと思ひます。



小菅 都志子
(ぐんま女性農業委員ネットワーク)

農業に関して分からないことがあります。昭和村の農業の未来と経営の安定に努めたいと思ひます。



稲垣 貴謙
(利根沼田農業協同組合)

昭和村のみなさんが安心して農業や生活ができるよう努めてまいります。よろしくお願ひいたします。



眞下 梅子
(ぐんま女性農業委員ネットワーク)

二期目農業委員お世話になります。女性農業委員として村発展のために努力したいと思ひます。よろしくお願ひいたします。



戸田 悦代
(ぐんま女性農業委員ネットワーク)

農業委員一年生なので、勉強させていただきながら、お役に立てるよう頑張ります。よろしくお願ひいたします。

会長 林 昭彦

副会長 佐々木 淳

農政部会

農地部会

農地法許可申請の受付締切日

事前相談は毎月15日まで 毎月20日

※農地法許可申請 ◇農地法3条…農地の所有権を移転する場合 ◁農地法4・5条…農地を宅地等に転用する場合

手続きの流れ

まずは農業委員会事務局にご相談ください。

許可申請書の受付締切日 毎月20日

※締切日が閉庁日(土・日・祝)の場合はその前に提出ください。
 ※申請締切日以内でも、添付書類に不備がある場合は次回審査になりますので、申請する際は、事前に15日までに農業委員会事務局へご相談ください。また、あらかじめ地元農業委員へご相談ください。

申請内容の審査

農業委員会事務局で申請書と添付書類を確認し、必要に応じて聴き取りや現地の調査を行います。

農業委員会での審議

今年度の農業委員会開催日は右記の通りです。
 提出された申請はここで審議され、許可等を決定します。農地転用許可申請は審議を経て県知事に送付します。

許可書の交付

許可後、ご連絡しますので、許可書は農業委員会事務局で受領してください。

農地を転用等する場合、農業委員会に申請して許可が必要です。許可を得ないで行くと契約に効力がなく、農地法違反にもなるので忘れずに手続きしましょう。

2022年度 農業委員会開催日及び許可申請受付締切日スケジュール

	開催日	申請締切日
第1回	2022年4月8日(金)	2022年3月18日(金)
第2回	2022年5月11日(水)	2022年4月20日(水)
第3回	2022年6月7日(火)	2022年5月20日(金)
第4回	2022年7月7日(水)	2022年6月20日(月)
第5回	2022年8月9日(火)	2022年7月20日(水)
第6回	2022年9月5日(月)	2022年8月19日(金)
第7回	2022年10月7日(金)	2022年9月20日(火)
第8回	2022年11月9日(水)	2022年10月20日(水)
第9回	2022年12月6日(火)	2022年11月18日(金)
第10回	2023年1月11日(水)	2022年12月20日(火)
第11回	2023年2月8日(水)	2023年1月20日(金)
第12回	2023年3月6日(月)	2023年2月20日(月)

昭和村の農振除外申請は年2回(4月・10月)
 次回締切は**2022年10月31日(月)**です

農業委員会での審議結果 (令和3年4月～令和4年3月31日)

令和3年4月～令和4年3月31日までの間、農地法に基づき申請された審議件数は次のとおりです。

農地法第3条 (農地の権利移動を伴うもの)			農地転用 農地法第4条 (農地転用をするが、権利移動を伴わないもの)					
売 買	26件(43筆)	109,574㎡	通 路 用 地	1件(1筆)	126㎡	墓 地 用 地	1件(1筆)	284㎡
賃 貸 借	1件(1筆)	5,007㎡	住 宅 用 地	2件(2筆)	468㎡	計	5件(6筆)	1,525㎡
使用賃借	0件(0筆)	0㎡	倉 庫 用 地	1件(2筆)	647㎡			
交 換	2件(2筆)	9,978㎡	農地法第5条 (農地転用し、権利移動を伴うもの)					
贈 与	6件(14筆)	64,315㎡	売 買	4件(5筆)	2,260㎡	贈 与	2件(2筆)	365㎡
遺 贈	0件(0筆)	0㎡	賃 貸 借	5件(9筆)	9,215㎡	計	15件(20筆)	12,851㎡
公 売	0件(0筆)	0㎡	使 用 賃 借	4件(4筆)	1,011㎡			
競 売	0件(0筆)	0㎡	内 訳					
計	35件(60筆)	188,874㎡	農地法4条・5条 転用内訳					
利用権設定 (農業経営法強化によるもの)			倉 庫 用 地	1件(2筆)	647㎡	墓 地 用 地	1件(1筆)	284㎡
賃 借 権	3筆(6筆)	28,869㎡	住 宅 用 地	11件(12筆)	4,102㎡	通 路 用 地	2件(2筆)	128㎡
使用賃借	0筆(0筆)	0㎡	駐 車 場 用 地	2件(5筆)	2,650㎡	計	20件(26筆)	14,376㎡
計	3筆(6筆)	28,869㎡	畜 舎 用 地	3件(4筆)	6,565㎡			
(うち新規 6筆 28,869㎡)			農地のあっせん申出					
(うち中間管理機構活用 0筆 0㎡)			19件(32筆) 88,269㎡					

新しく結んだご家族



生 越
青木 敏二さん
 経営主夫婦-後継者

家族経営協定を結んだことによって、よりよい農業経営を営むことが出来るように家族で協力し、頑張っていきたいと思います。



中野上
阿部 順一さん
 経営主夫婦-後継者

家族で対話し、夢と希望を持てる、魅力ある農業経営を目指していきたいと思います。

今年で21回目を迎えた「昭和村家族経営協定式」ですが、新型コロナウイルス感染症対策として、前回と同様に調印式を行わず、農業経営の分担や家事作業の分担を定めた協定書を各家庭ごとに調印し、協定を結んでいただきました。
 今回は、2組が再締結し、家族経営協定家族の総数は161組となりました。

わが家は
家族経営協定
 を結びました。

取り決め内容例

- 農業経営の方針
- 労働報酬
- 労働時間、休日
- 労働面の役割分担
- 生活面の役割分担
- など



協定締結までの手順



◎ご不明な点は、お近くの農業委員または農業委員会事務局に、お気軽にご相談ください。

獣害防止柵等設置事業

農作物への被害を防止するため、獣害防止柵(電気柵等)を購入し設置した農業者に補助金を交付します。

補助対象者

1. 昭和村内に住所かつ農地を所有する農業者及び団体であること。
2. 昭和村暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。
3. 宗教上の組織若しくは団体ではないこと。
4. 村税等を滞納していないこと。

申請期間 令和4年 4月1日(金)～令和5年 3月31日(金)

補助金額 電気柵等の購入費の2分の1以内
 限度額 1世帯での設置……………7万円
 2世帯以上の設置……………14万円

※予算の範囲内の補助金となりますので、ご注意ください。

詳細は昭和村HPまたは昭和村役場産業課までお問合せください。
 昭和村役場産業課農政係 ☎0278-24-5111

農作業についてのお願い

6月になり、農繁期を迎えておりますが、作業の仕方によっては苦情やトラブルの発生の原因となります。また、梅雨に入り、長雨・ゲリラ豪雨などの天候不順や台風なども懸念されるため、下記の注意点について、今一度ご理解とご協力をお願いいたします。

●畑の作り出し耕作について

畑の作り出し耕作は、大雨時には土が流出し、水路がつまり水害事故の原因となる恐れがあります。決められた境界内での耕作をお願いします。

また、表土流出防止対策としてグリーンベルトや土側溝の設置などをお願いします。

●廃ビニール等の使用後について

農作業で使用した廃ビニール等を畑の周りに置いておくと、大雨時に道路や水路等に流出し、思わぬ災害となります。

また、ガードレールにかけておくと、強風時に飛ばされ、こちらも思わぬ災害となりますので、廃資材の管理には気をつけていただきますようお願いいたします。

●農耕車に付着した土の処理について

トラクターやトラックなどでの農作業後、田畑から公道へ出る前にはタイヤ等に付着した土や堆肥を落としてから道路を走行するようお願いします。

やむを得ず土や堆肥が道路に出てしまった場合は、速やかに片付けていただきますようお願いいたします。

●農薬散布について

住宅の周辺で農薬を散布する際は、事前に周辺住民にお知らせするなど、生活環境に十分配慮してください。

また、周辺の農作物への飛散にも注意してください。散布の際には、天候や風向き、時間帯に注意するなど、飛散防止に努めてください。

●畑の管理について

耕作するためにロータリー等をかけた畑は、土がやわらかくなっており、大雨時には土が流出しやすいため、トラクターで畑を踏んでいただくなど、土の流出防止に努めていただきますようお願いいたします。

※上記の各項目は、法律や条例等により規制及び処分の対象となる行為に関係するものもあります。他人に迷惑をかけないよう注意し農作業を行ってください。住民等から通報があった場合は、行政指導をすることがあります。

※畑を貸している方につきましては、小作人の方へも上記注意事項を周知していただきますようお願いいたします。

昭和村役場 産業課 TEL : 0278-24-5111 FAX : 0278-24-5254

編集後記

長引くコロナ禍、不安定な世界情勢に止まらない円安や原油高。ナショナルブランドが次々とコストプッシュによる値上げを表明して、私たちの生活にもじわじわその影響が出始めていますね。

でも悪い話題ばかりではありません。先日のゴールデンウィーク、国内観光地には人が溢れ大変な賑わいを見せ、久しぶりに高速道路の渋滞などがニュースとしてメディアで紹介されていました。

そんな中、私もある音楽フェスに参加してきました。会場いっぱい約2万人を超える人が参加し、規制や制限があるにせよ、コロナ禍以前のフェスの姿に戻ってきているなあと体感できた素晴らしい一日となりました。

少しずつ日常が戻ってきている、そう信じたいですね。愛と平和に満ちた世の中でありませうように…。(H.T)

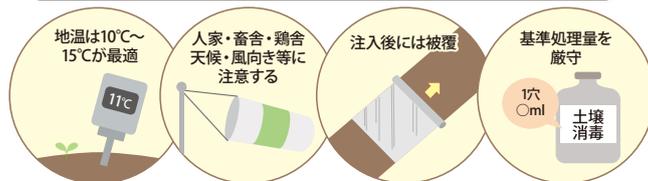
⚠ 土壌消毒(クロルピクリン剤)・除草剤の使い方に気をつけて! ⚠
おとなりさんも一生懸命作っている野菜です!

▼被害にあった事例▼



土壌消毒の影響で手前が枯れてしまったホウレン草

土壌消毒(クロルピクリン剤)を使用する際の注意点



■飛散(ドリフト)防止対策の必要性

飛散した農薬が近隣の出荷間近の農作物に付着すると、その作物に適用のない農薬はもちろん、適用がある農薬でも残留基準を超えてしまう恐れがあります。このような場合、**飛散を受けた作物の生産者は、自らの責任が無いにもかかわらず出荷禁止となってしまうため、細心の注意が必要です。**

■飛散(ドリフト)低減の具体策

単独の対策ではその効果に限りがあるため、いくつかの対策を合わせて十分な効果を得る必要があります。

- 1 散布時の風向きと風速に注意する
- 2 散布圧力、風量に注意する。散布ノズルの交換(ドリフトレスノズル)
- 3 ほ場の端での散布は特に注意する
- 4 遮蔽シート・ネットの設置や緩衝地帯・障壁作物の設置
- 5 近接作物生産者相互の連携

農地を守り担い手を応援する専門情報誌

全国農業新聞



週1回、必要な情報を、コンパクトに、分かりやすく!

●購読料 1ヶ月 700円(個人負担:350円)

※ 村では、購読料の半額の補助を行っています。購読を希望される方は、農業委員会事務局へお申し込みください。